

3 「岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査について」（鎌倉市議会・岡本二丁目マンション計画調査特別委員会）

岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査について

(委員長報告)

ただいま議題となりました岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査につきまして、報告をいたします。

初めに、この特別委員会が設置されることになりました経過について申し上げます。

平成十九年二月定例会において、岡本二丁目マンション計画に対し、本市が行った許可処分が神奈川県開発審査会より二度にわたり許可取り消しの裁決を受けたことを重視し、岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査を付議事件として、地方自治法第百十条に基づき、その調査を行うため同法第百条第一項の権限が委任された当委員会が二月二十二日付、設置されたのであります。

委員には萩原栄枝議員、本田達也議員、大石和久議員、小田嶋敏浩議員、伊東正博議員、白倉重治議員、岡田和則議員、森川千鶴議員、赤松正博議員、それに私、中村の十名が選任され、第一回目の委員会を開き、正・副委員長の選任を行った結果、委員長に私、中村が、副委員長に萩原栄枝議員が選任されたのであります。その後、会派構成等の変更により、同年九月五日には、山田直人議員が委員に選任され、同年十二月五日には山田直人議員が委員を辞任し、助川邦男議員が委員に選任され、さらに平成二十年六月十一日には、役員改選及び会派構成の変更により、本田達也議員、森川千鶴議員が委員を辞任し、山田直人議員、三輪裕美子議員が委員に選任され、同日開催した委員会において委員長に私、中村が、副委員長に萩原栄枝議員が再任され、現在に至っております。

次に、当委員会における調査の経過を報告いたします。

第二回目の平成十九年二月二十七日以降は、当委員会の調査に要する経費の要求、地方自治法第百条に係る調査権等の説明の聴取、岡本マンション計画時系列経過等の資料の作成及び行政への資料要求を行い、四月二十七日には、マンション計画地の現状を確認するため、景観部、都市整備部、都市計画部職員に説明員として出席を求め、現地調査を行い、第五回目の五月十五日には参考人等からの聴取を行うことに備え、資料等の収集、調査を行うとともに、今後の進め方を検討していくことが確認されたのであります。

また、調査を行うに当たり、議会として百条調査権の理解を深めるため、七月十八日には百条調査の運営についてと題し、地方議会研究会、代表野村稔氏を講師に招き、委員を含め二十人の議員出席のもと研修を行ったのであります。

第六回目の八月三十日から第八回目の九月十四日の当委員会では、開発行為許可取消裁決の取消請求事件について原局から報告を聴取し、この訴訟の推移を注意深く見守る必要があるとの認識であり、訴訟そのものについては、コメントできる立場にないとする市長のコメントを確認するとともに随時口頭弁論書を資料として提出を求めることを確認したのであります。

第九回目の十一月三十日及び第十回の十二月十八日に、資料として要求した岡本二丁目マンション計画にかかわる、顧問弁護士、関係業者、県との協議等のため出張したときの平成十七年三月から現在までの出張命令書及びそれにかかわる復命書及び協議内容の記録について、復命書及び協議内容の記録はないとの回答について、委員から当委員会で解明すべき点にかかわってくる問題であり、さらには復命書の存否の問題は服務規程に抵触するとの指摘が出されたのであります。

また、資料として、平成十九年十一月作成の岡本二丁目マンション計画調査

対策委員会中間報告書の提出を求め、当委員会の今後の進め方について協議したところ、行政に対する資料要求及び整理のために回を重ね、相当の時間が経過しているとの意見があり、原因究明をするためには、問題点の洗い出しを行い、それについて当時の状況を調査するため、当時業務にかかわっていた職員に対する質問項目、質問内容をまとめることが確認されたのであります。

第十一回目の平成二十年一月二十一日に、質問項目、質問内容の確認、参考人等の特定を行い、第十二回目の二月一日において、質問内容と答弁を求める者について、委員長主質問の内容、説明員及び参考人出席要請者の確認、質問の順番及び委員長主質問を一問一答方式で行った後、各委員から補足質問等を行うこと。また、補足質問等は、主質問の趣旨から逸脱しないこと、参考人等に対しては詰問調にならないように配慮することの確認を行い、委員会として議長に対し、参考人等の出席要請をしたのであります。

その後、第十三回目の二月二十六日から、参考人として、平成十七年、十八年、十九年当時のそれぞれの課を総括する担当職員として、当時の秘書課長、行政課長、総務課長、都市景観課長、都市計画部次長・課長、都市調整課長、開発指導課長、建築指導課長、道水路管理課長、道路整備課長に出席要請をし、当時の役職名の質問後、質問項目、出張にかかわる復命書及び協議内容の記録がない理由について、意見の聴取に入ったのであります。

その中で、総務課長からの聴取において、情報公開の開示対象にならない備忘録としての私的メモの文書提出をめぐり、情報公開として文書提出が可能かどうかの確認と他の参考人においても私的メモが存在するのかの確認をとることとなったのであります。

第十四回目の三月六日において、本庁舎以外に勤務している参考人の待機時間を考慮し、質問の順番を変更することを確認し、第十五回目の三月十九日は、

総務課長の備忘録としての私的メモを提出する旨の答弁から始まり、質問項目出張にかかわる復命書及び協議内容の記録がない理由について、平成十七年、十八年、十九年当時のそれぞれの課を総括する担当職員として、都市計画部次長・課長、建築指導課長に対して意見の聴取を行ったところ、建築指導課長の答弁から、顧問弁護士の法律事務所とのメールのやり取りが現存していることが判明したのであります。そのため、他の参考人においてもメール等の存否を確認する必要が生じ、また、メールによる書類、書面等は個人のメモなのか、公文書なのかの確認をすることとしたのであります。

第十六回目の四月二十八日に、委員長が他の参考人についてメール等の存否を確認したところ、道水路管理課長以外には存在しなかったこと及び職員が自己の執務の便宜のため、職員個人の段階にとどまり、組織としての共用文書の実質を備えていない状態で保有している場合は組織的に用いられる文書とは言えないので、メールによる書類、書面等は行政文書として扱わない旨の報告をした後、岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会の議事録等新たな資料要求を確認し、第十七回目の五月二十三日では、建築指導課長及び道水路管理課長の私的メールの任意提出を受けるとともに、市長に対し、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会へ、業務時間内に市のパソコンを使用して、メールのやりとりのすべての文書は公文書ではないか。また、職員と弁護士とのメール等に関して、組織的に用いられている、いないの判断は、何を根拠にだれが、どこで決めているのかについて、鎌倉市情報公開条例の解釈・運用基準の確認依頼をしたのであります。

第十八回目の六月十一日には、役員改選及び会派構成の変更により、委員の変更が行われたのであります。

第十九回目の七月九日には、参考人等として出席要求していた職員の中で退

職した者については、出席要求しないことを確認し、今後、順次意見の聴取を行っていくことを確認したのであります。

第二十回目の七月三十一日では、参考人等として出席要請していた、平成十七年、十八年、十九年当時のそれぞれの課を総括する担当職員として、都市景観課長、都市調整課長、建築指導課長、道水路管理課長、道路整備課長に委員長主質問として、当時の役職名の質問後、出張にかかわる復命書及び協議内容の記録がない理由について、意見の聴取を行ったのであります。

次に、平成十一年当時、緑地海浜部みどり課に在籍していた職員二名に、㈱穴吹工務店から平成十一年一月三十日に提出された、緑地協議申請書に基づく、緑地保全契約解除の理由二点について、一つは、本件の解除理由には稜線の視通が確保できることとあるが、何をもって確保できると判断したのか、また、契約解除後、土地利用があったとしても、稜線が保全されるとした根拠並びにもう一つとして、平成十一年に穴吹工務店が当該土地について、鎌倉市への買い取りを申し出、市は断ったと聞く。当時の事情について説明を求めるという質問項目について意見の聴取を行うとともに、平成十七年二月当時の都市整備部みどり課長に対し、稜線について、業者と住民の話し合いによる協定の合意と行政が緑政審議会へ報告した内容が一致していないことについての意見の聴取を行ったのであります。

また、説明員として、現職の景観部長・次長、みどり課長に平成十一年一月三十日、㈱穴吹工務店から提出された緑地協議申請書に基づく、緑地保全契約の解除の理由について、市有地二六〇一二の土地を開発区域に含む土地利用についてどう考えたのかについて、一点目として、平成十年五月の緑政審議会に諮問した、緑地保全推進地区の指定についての指定地の中に市有地二六〇一二の土地は含まれていたか。

二点目、市有地二六〇一二の土地は、緑地であることを現地で確認したか。

三点目、緑地保全推進地区に指定するために、土地所有者の意見を聞くように努めると条例で規定されている。どの部署のだれに意見を求めたか。その意見の内容について。

四点目、市有地二六〇一二の土地の指定について同意の意向が確認されたことから、平成十二年四月二十五日緑政審議会の指定の答申が出されたと思うが、これに間違いはないか。

五点目、平成十一年十一月三十日付提出の緑地協議申請書によれば、保全契約解除協議内容には保全契約した岡本二丁目二六〇一一の土地に隣接する土地と一体利用を考えている先に売却を考えているとして、土地利用の平面図を添付して、市に提出した。

この図面には、緑地保全推進地区に指定を予定していた市有地二六〇一二の土地も進入路に整備する予定になっていた。

緑地保全の推進を担当する部署として、保全を予定している市有地が、進入路整備されることについて、どのような見解を持ったのか。

六点目、現在、市有地二六〇一二の土地の緑地保全推進地区の指定は、どうなっているのか、これからどうしようとしているのか、以上六点について意見の聴取を行ったのであります。

第二十一回目の八月二十六日では、平成十七年、十八年、十九年当時、課を総括する担当職員として、都市調整課長に委員長主質問として、当時の役職名の質問後、質問項目、出張にかかわる復命書及び協議内容の記録がない理由の意見の聴取。

次に、平成十一年度から十八年度当時の都市計画担当職員、都市調整担当職員、開発指導担当職員、路政担当、道水路管理担当職員に岡本二丁目の開発地

域にかかわる市としての対応の経過について。

平成十一年度から十八年度まで、それぞれの年度ごとに開発相談にどう対応してきたのかについて意見の聴取。

次に、平成十六年当時、都市調整課職員二名、開発指導課職員二名に平成十六年に株式会社豊和が、開発事業を取り下げたと聞くが、その理由の意見を聴取。

次に、平成十七年、十八の都市整備課職員二名に、二六〇一二を編入同意した件。

緑地保全推進地区契約解除と二六〇一二、市道〇五三一一〇一号線の編入同意について、一、緑地保全推進地区は、法指定を目指す地区として位置づけられている。

民有地の場合、土地利用を排除できないとしても、法指定によって保全を図るべく指定した市有地（推進地区）は、行政の保全を図る意志を明示したものである。以上のことから、なぜ市は、事業者の土地の指定解除と一体的に、市有地の指定を解除したのか。

また、強い意志を持って法指定を目指そうとするのであれば、二六〇一二の編入同意をなぜしたのか。

二、市道〇五三一一〇一号線は、現に公共の用に供されている道路であり、廃止された場合は、通行することが不能となる。市道〇五三一一〇一号線の編入同意は、事実上廃止と同様の性格を持つもので、前処分時の承認工事とは異なるものである。現に一般の公共の用に供している道路を開発区域に編入することは、通常あり得ないことだが、仮にある場合は、利用されている住民の同意が前提でなければならないのではないかと思うが、どう思うか、の意見の聴取。

次に、接道要件について当時の道水路管理課長に、開発地区の接道要件につ

いて、一点目は、県の開発審査会の裁決書でも指摘されていたが、道路でないところを道路と解釈した点と、三本の道路を合わせて基準を満たすという判断をした根拠について。

二点目は、だれがその判断をしたか。

三点目は、過去にこのような例はあるのか。

四点目は、岡本二丁目開発区域において、土地境界をめぐって地権者の争いがあったので、直ちに開発ができる状況になかったと聞く。そのあらましをたずねる。の意見の聴取。

次に、都市計画部職員二名に、一度目の裁決後の条例手続について、軽微な変更として扱った根拠と協定締結との矛盾について。

二度目の裁決で、前裁決で取り消された申請を補正して再度許可処分したことが違法とされた。この件は、現在係争中であるため、直接的には触れないが、前裁決は、市有地二六〇―二は道路ではないとしていることから、接道要件を満たさないとしていることから軽微な変更と扱うことは間違っていなかったか、この点についての認識。

また、そのことにより、法三十二条を兼ねる協定書の変更が必要となるものであり、手続基準条例28条、29条の規定に基づき所定の手続を踏むべきであったと思うがどうかの意見の聴取を行ったのであります。

第二十二回目の九月二十九日では、鎌倉市役所を退職した方に参考人として出席要請を行い、平成十七年、十八年当時都市整備部に在籍していたOB職員二名に出席を求め、二六〇―二を編入同意した件、緑地保全推進地区契約解除と二六〇―二、市道〇五三―一〇一号線の編入同意について、

一、緑地保全推進地区は、法指定を目指す地区として位置づけられている。民有地の場合、土地利用を排除できないとしても、法指定によって保全を図るべ

く指定した市有地（推進地区）は、行政の保全を図る意志を明示したものである。

以上のことから、なぜ市は、事業者の土地の指定解除と一体的に、市有地の指定を解除したのか。

また、強い意志を持って法指定を目指そうとするのであれば、二六〇―二の編入同意をなぜしたのか。

二、市道〇五三―一〇一号線は、現に公共の用に供されている道路であり、廃止された場合は、通行することが不能となる。市道〇五三―一〇一号線の編入同意は、事実上廃止と同様の性格を持つもので、前処分時の承認工事とは異なるものである。現に一般の公共の用に供している道路を開発区域に編入することは、通常あり得ないことだが、仮にある場合は、利用されている住民の同意が前提でなければならないのではないかと思うが、どうかの意見の聴取を行ったのであります。

このように、原因究明のため、当時業務にかかわっていた職員及び鎌倉市役所を退職した方を説明員並びに参考人として出席要請し、意見聴取を行うなど当時の状況等の調査を行ってまいりましたが、説明員及び参考人からの答弁は、資料要求をした平成十九年十一月作成の岡本二丁目マンション計画調査対策委員会中間報告書の範囲内の答弁内容であったのであります。

次に、第二十三回目の十月三十一日では、金澤副市長に、副市長が県議会、県庁、株式会社セコムホームライフに出向いて面談したことについて、一点目は、出張命令書によれば、金澤副市長は平成十八年十一月二日、中村県議会議員と面談しているが、どのような用件で面談したのか、その内容について。また、面談はどちらの発意で行ったのか。

二点目は、同様に、十二月二十日、二十八日の両日、県庁に出向いているが、

用務先の面談相手、用件とその内容について。

三点目は、同様に、十二月二十七日セコムホームライフへ出張しているが、面談相手、用件とその内容についての意見の聴取。

次に、佐野副市長に、二回目の許可処分に至った政策的判断はだれがしたのかの意見の聴取。

次に、石渡市長、金澤副市長に、二回目の不許可処分の前に市道一〇一号線について二六〇―二の土地を組み入れた政策的判断はどのようにしてなされたのか。また、二回目の不許可処分以後、議会決議もあったが、現在はどうしているのかの意見の聴取。

次に、石渡市長に、二度の開発不許可処分を受けたが、これをどう受けとめているのか。その後の再発防止とはどのようなものを考えているのか。その種類と具体的施策名と実施時期についての意見の聴取を行い、当委員会の今後の進め方として、外部の方を参考人として意見の聴取を行うこととなり、出席要請する目的と具体的な氏名、質問内容を調整するため各委員より、それぞれ委員会へ質問項目等の提出の確認を行ったのであります。

第二十四回目の十一月十三日及び第二十五回目の十一月二十一日では、事業者代理人及び近隣住民の参考人出席要請者の特定及び質問項目の精査、確認、議長への参考人出席要請を行ったのであります。

第二十六回目の十二月十六日では、参考人出席要請理由及び目的として、事業者の接道要件に対する認識及び市の行政指導内容と事業者の主張に食い違いがあるための事実確認として、参考人出席要請を行った事業者に対し、二点について意見聴取を行ったのであります。一点目の、平成十七年三月十四日宅地造成工事許可処分（宅地造成等規制法第八条第一項）に至る中で、敷地と道路接道要件について、どのように認識されていたのかについては、参考人から、

鎌倉市に事前相談を行った際、二六〇一二は、市道〇五三一〇一〇一〇号線への区域変更をしていないが、一貫して道路としての管理をしているため、道路であるとの回答があり、開発により、一体とした道路整備を行うので、接道に対しては問題ないと認識していたとの答弁があり、二点目の、平成十七年十二月九日神奈川県開発審査会が審査請求について、許可処分は、これを取り消すとの裁決がなされた後、平成十八年二月六日開発事業変更協議申出書を提出し、同年二月二十七日開発事業等変更協議申請書を提出した際、手続として軽微な変更であるとして、事業者がみずから判断して補正申請をしたのかについては、参考人から、鎌倉市より開発の許可を取り下げて新たな申請をすることと、補正でも都市計画法的には可能との話があり、現状着工している現場を考えても新たな計画がなく、補正をして手続をすることを選択したとの答弁があったのであります。

次に、出席要請理由及び目的として、平成十六年十一月から近隣住民への事業者説明が㈱東洋エンジニアリングによって何回か行われている。事業者との協議が継続している中で、平成十七年一月十七日に当該計画中のマンションについてH氏が書面で（文面からH氏と推定できる）私見を述べられている。当時は鎌倉市都市計画審議会の会長在任中でもあるので、この書面で述べられている見解について説明を受けたい。

また当該計画の以前から、当該開発事業区域のその当時の土地所有者との間で、H氏を含む何人かが土地境界と通行権の問題で訴訟になるなど、道路区域に編入された二六〇一二の土地とは深くかかわってきた。その経緯について説明を受けたいとして、参考人出席要請を行った近隣住民の参考人に対し、次の八点について意見聴取を行ったのであります。一点目は、H参考人が作成されたと言われている、平成十七年一月十七日付、大船観音前面（岡本二丁目七十

八番——他三筆）に計画中のマンションについての書面の中で、相手（業者）の権利を認めて建設を容認する代わりに当方（住民）の事情を理解させて一歩でも二歩でも住民要望に近いものとして実施させる以外に、道はないのです。…

（中略）…工事中や事後のトラブル防止・損害補償などに関する約束事の遵守（市の立会いで協定を結び、実効性を確保する）など一定の成果を上げており、これは住民にとっては重要なことなものと述べられている。この一月十七日は事業者から計画公開報告書が市に提出された一月十四日以降で、事業者からの開発事業協議申出書を市が受け付ける二月一日より以前の時期である。そして工事協定は平成十七年七月四日に締結されたと承知している。事業者とはいつから、どのように協議を重ねて締結に至ったのかについては、参考人から、トラブル防止には、工事協定は非常に有用であるとの認識があったとの考えが示された。平成十七年六月に事業者が住民との意見交換はやらないとの表明があり、工事着工はやむを得ないとの認識のもと七月に工事協定を締結したが、近隣住民は、五月に神奈川県に審査請求を出しているので、住民はこの工事について了承していた事実はないとの答弁があったのであります。

二点目として、前述の書面の中で、特に道路の改良をめぐって業者の甘い汁に惑わされているという声は、五組成員に対する侮辱で、強く抗議いたします。…（中略）…H家・O家前面の私道は、マンションの避難通路とするために既存の階段を撤去してスロープとするという業者の都合でのことと、それに伴ってH家・O家の敷地への取り付けに変更を生じた場合には対応措置を講じるということで、いずれも業者側からの申し出であって当方から要求したものではありませんと述べているが、平成十六年十一月から始まった近隣住民への事業者説明の際に住民側から要望が出され、その回答として事業者が約束したのではないのかの問いについては、参考人から、住民側から道路改良を求めた

事実はない、との答弁があった。

三点目として、前述の書面の中で、当マンションに対する五組の意向として、法令を尊重し冷静に判断しなければなりません。だから、緑地保全に向けての市の努力が結実しなかった本件において、業者に所有地活用を認めないとする、絶対反対を唱えることはできない……これが私の考えであり、五組の総意でもあります。と述べられた上で、計画の実施をなるべく引き延ばすことができるかどうかについても、合法性が既に確認された計画を差しとめたり手続を遅延させることは法令違反に当たり、公機関である市としてはできないことなのですと言及されている。今ではそのお考えが変わったかの問いについては、参考人から、当時は、本件計画が合法だと思っていたが、その後、違法であることが県の審査会から指摘されているので、今ではそのような考えを持っていない、との答弁があったのであります。

四点目として、本年十一月一日の新聞報道によれば鎌倉市の二度目の開発許可処分の際に、道路保護地として市が管理している二六〇―二と市道〇五三―一〇一〇号線の一部の土地を開発区域へ編入することを同意したのは、市長の政策的判断があったからできたのだとコメントしているが、都市計画法第32条第1項の公共施設管理者としての同意と、第三十三条第一項第十四号にある行政財産の所有者としての同意とが、市長の裁量によって異なることもないと想定されているのかの問いについては、参考人から、市長の裁量によって異なることもあり得るとの考えが示され、市長の政策的な判断のもと編入同意がなされたと考えるとの答弁があったのであります。

五点目として、鎌倉市は平成十八年十一月二十四日、東京高裁での勝訴判決を受けて、同月二十九日に、二六〇―二の土地の市道〇五三―一〇一〇号線への編入による区域変更を告示した。この境界確定訴訟は平成十五年十月九日に提

起されたが、それ以前からあなたを含む数名の当事者が私道にかかわる土地の境界と通行権の問題で訴訟を提起されていたと聞いている。その経緯と結果については、参考人から、隣接地権者との境界確認の問題であるので、図面を利用して説明答弁があったのであります。

六点目として、過去の開発計画で開発が実施されなかった理由の仄聞はあったか。また、都市計画審議会での諮問事項には入っていないが、そのときの接道要件について疑問は持たなかったのかについては、参考人から、仄聞していない。鎌倉市から市道の整備をする計画があり、それによって接道するので、そういう状況なら仕方がないとの認識を持ったとの答弁があったのであります。

七点目として、都市計画審議会会長として接道要件をどのように感じていたのかについては、参考人から、鎌倉市の説明により、接道するのでいたし方ないとの認識を持ち、その認識のもとで、近隣説明、都市計画審議会と進んでいったとの答弁があったのであります。

八点目として、開発計画において、いつから接道要件を満たしていないと推定したのかについては、参考人から、平成十七年四月、土地登記簿資料から、地目が山林ということを知り、道路用地でないので疑念を持つに至った。との答弁があったのであります。

以上で、参考人からの意見の聴取を終えたのであります。

次に、五月二十七日に鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会へ確認依頼した、業務時間内に市のパソコンを使用して、メールのやりとりのすべての文書は公文書ではないか。また、職員と弁護士とのメール等に関して、組織的に用いられている、いないの判断は、何を根拠にだれが、どこで決めているのかについて、同審議会から、鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）は行政文書について定義規定を設けている（条例第二条第二項）が、公文書の概念

についての定義はないので、条例に照らして、公文書に該当するかは判断できない。

職員と弁護士とのメール等に関して、組織的に用いられているか否かの判断は、条例並びに解釈及び運用の基準を根拠として、実施機関が判断するものとされているとの答申を確認をした後、今後の進め方として、本日の参考人からの意見聴取及び答弁の確認のため速記録の提出を求めること及び当委員会の目的である事実解明の論点整理を進めていくことを確認したのであります。

その後の第二十七回目、本年二月二十日の当委員会において、今後の進め方について協議したところ、これまで付議事件に関する各種資料の調査、市職員、退職者及び事業者、近隣住民を説明員または参考人として出席を要請し、意見の聴取を行うなど、事実関係の調査を行ったところではありますが、神奈川県開発審査会より、予定建築物の敷地は道路に接しておらず、本件処分は都市計画法第三十三条第一項第二号の要件を満たしていると認めることはできないとの理由で一回目の許可取り消しの裁決を受けたことに関しては、事実解明の論点の整理を行い、原因究明を進めるているところであります。また、前裁決で取り消しされた処分に係る申請を補正して再度許可処分を行ったことは、行政不服審査法第四十三条第二項の解釈を誤った違法な手続による処分を行ったとの理由で、二度目の許可取り消しの裁決を受けたことでありますが、その後、事業者が、神奈川県開発審査会がなした裁決の取り消しを求めて、横浜地方裁判所へ提訴いたしました開発行為許可取消裁決の取消請求事件による状況の変化が発生したのであります。

復命書等の存否の確認並びに資料要求及び確認に相当の時間を要し、今期の任期も目前に迫る中で、任期最後の定例会であることにかんがみ、事実解明については、資料の調査、参考人からの意見聴取を行ったことで当委員会を終了

するという結論に達したのであります。

以上で、岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査についての報告を終わります。